

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

事業契約書（案）

平成17年7月

国土交通省

関東地方整備局

# 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

## 事業契約書（案）

1	事業名	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業
2	事業の場所	東京都大田区羽田空港二丁目
3	事業期間	平成18年〇月〇日～平成47年3月31日
4	契約金額	金〔 〕円（消費税及び地方消費税を含む。） (ただし、その内訳金額は別紙1に記載するところによる。)
5	契約保証金	免除する。ただし、本契約第5条に規定する履行保証 保険契約の締結を条件とする。

上記の事業について、[国土交通省]（以下「国」という。）と[(S P C名)]（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、国は、本件事業が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者にあっては、本件事業が多種多様な航空旅客が集う我が国国際航空の拠点としての高度な公共性及び重要性を担うことについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国

住所 横浜市中区北仲通5丁目57番地

支出負担行為担当官

氏名 関東地方整備局副局長 中 村 真

事業者

住所

代表者

<目 次>

第1章 総 則 .....	6
第1条 (目的及び解釈) .....	6
第2条 (本事業の概要) .....	6
第3条 (入札説明書等及び提案資料の内容遵守並びに規定の適用関係) .....	6
第4条 (事業者に対する支払) .....	6
第5条 (履行保証) .....	6
第6条 (許認可及び届出等) .....	7
第7条 (事業者の資金調達) .....	7
第8条 (責任の負担) .....	8
第9条 (業務要求水準書の変更) .....	8
第2章 関係事業との調整等 .....	9
第10条 (関係事業者との協議) .....	9
第11条 (他のPFI事業との調整等) .....	9
第12条 (関係事業者連絡会(仮称)の設置) .....	9
第3章 本事業の実施に関する事項 .....	9
第13条 (サービス対価内訳書及び事業工程表) .....	9
第14条 (監視職員) .....	10
第15条 (事業者の総括代理人) .....	10
第16条 (総括代理人に関する措置請求) .....	11
第17条 (説明及び報告義務) .....	11
第4章 対象施設等の設計 .....	11
第18条 (設計業務計画書の作成及び提出) .....	12
第19条 (対象施設等の設計) .....	12
第20条 (設計技術者及び照査技術者の届出) .....	12
第21条 (第三者による実施) .....	12
第22条 (事業者による提案資料又は設計図書の変更) .....	12
第23条 (国の指示による提案資料又は設計図書の変更) .....	13
第24条 (法令変更等による設計変更等) .....	13
第25条 (測量、土質調査等の実施並びに調査計画書の作成及び提出) .....	13
第26条 (設計業務の進捗状況の報告) .....	14
第27条 (設計図書の提出) .....	15
第5章 対象施設等の施工 .....	15
第28条 (事業用地の確保及び本事業用地での履行) .....	15

第29条	(施工計画書の作成及び提出) .....	16
第30条	(施工期間中の保険) .....	16
第31条	(対象施設等の施工) .....	16
第32条	(主任技術者等) .....	17
第33条	(第三者による実施) .....	17
第34条	(支給材料及び貸与物件) .....	17
第35条	(工事材料の品質及び検査等) .....	18
第36条	(監視職員の立会い及び工事記録の整備等) .....	19
第37条	(工事の中止) .....	20
第38条	(工期変更の場合の費用負担) .....	20
第39条	(国による施工状況の段階確認及び立会い等) .....	20
第40条	(部分使用) .....	21
第41条	(臨機の措置) .....	21
第42条	(旅客ターミナルビル等事業用地及び貨物ターミナル事業用地の引渡し) .....	21
第43条	(完成検査等) .....	21
第44条	(国による完成確認等) .....	22
第45条	(国による完成確認通知書の交付等) .....	22
第46条	(一般的損害) .....	22
第47条	(本件工事中に事業者が第三者に及ぼした損害) .....	23
第48条	(不可抗力による損害) .....	23
第49条	(引渡し手続) .....	23
第50条	(引渡し遅延による費用負担) .....	24
第51条	(かし担保責任) .....	24
第6章	対象施設の維持管理業務 .....	25
第52条	(維持管理業務計画書の作成及び提出) .....	25
第53条	(維持管理業務の実施) .....	25
第54条	(主任技術者及び保守要員の配置) .....	25
第55条	(第三者による実施) .....	25
第56条	(維持管理業務に関する場所の貸与) .....	26
第57条	(維持管理業務期間中の保険) .....	26
第58条	(維持管理業務開始の遅延による費用負担等) .....	26
第59条	(緊急時の対応) .....	27
第60条	(第三者等に及ぼした損害) .....	27
第61条	(年間維持管理業務計画書の提出) .....	28
第62条	(維持管理業務報告書の作成及び提出等) .....	28
第7章	大規模補修工事 .....	28

第63条	(対象施設の大規模補修工事) .....	28
第64条	(大規模補修工事の実施) .....	29
第65条	(大規模補修工事の実施) .....	29
第66条	(設計技術者及び照査技術者の届出) .....	29
第67条	(大規模補修工事に係る履行保証保険) .....	29
第68条	(かし担保責任) .....	30
第69条	(維持管理業務計画書の変更) .....	30
第8章	サービス対価の支払 .....	30
第70条	(サービス対価の支払) .....	30
第71条	(サービス対価の改定) .....	30
第72条	(サービス対価の減額) .....	30
第73条	(サービス対価の返還) .....	31
第9章	モニタリングの実施 .....	31
第74条	(モニタリングの実施) .....	31
第10章	契約期間及び契約の終了 .....	31
第75条	(契約期間) .....	31
第76条	(事業者の事由による解除) .....	31
第77条	(国の任意による解除) .....	32
第78条	(国の事由による解除) .....	32
第79条	(対象施設等引渡し前の解除の効力) .....	32
第80条	(対象施設等引渡し後の解除の効力) .....	34
第81条	(期間満了による契約の終了) .....	35
第82条	(保全義務) .....	35
第83条	(関係書類の引渡し等) .....	35
第84条	(違約金等) .....	35
第11章	法令変更等 .....	36
第85条	(通知等) .....	36
第86条	(協議及び増加費用の負担等) .....	36
第87条	(法令変更等による契約の終了) .....	37
第12章	不可抗力 .....	37
第88条	(通知の付与) .....	37
第89条	(協議及び増加費用の負担等) .....	37
第90条	(不可抗力への対応) .....	38
第91条	(不可抗力による契約の終了) .....	38
第13章	著作権等 .....	38
第92条	(著作権等の帰属) .....	38

第93条	(著作権の譲渡等) .....	38
第94条	(著作権等の譲渡禁止) .....	39
第95条	(第三者の知的財産権等の侵害) .....	39
第96条	(工業所有権) .....	39
第14章 雜 則	.....	40
第97条	(公租公課の負担) .....	40
第98条	(金融機関との協議) .....	40
第99条	(財務書類の提出) .....	40
第100条	(秘密保持) .....	40
第101条	(事業者の権利義務の譲渡) .....	40
第102条	(事業者の兼業禁止) .....	41
第103条	(遅延利息) .....	41
第104条	(管轄裁判所) .....	41
第105条	(疑義に関する協議) .....	41
第106条	(その他) .....	41
別紙 1	契約金額の内訳.....	43
別紙 2	用語の定義集.....	44
別紙 3	日程表 .....	47
別紙 4	他のPFI事業者との協定書（案） .....	48
別紙 5	PFI事業用地及び本件事業用地.....	49
別紙 6	設計図書一覧.....	50
別紙 7	事業者が加入すべき保険等.....	51
別紙 8	完成図書一覧.....	55
別紙 9	かし担保に係る保証書（案） .....	56
別紙 10	大規模補修工事に係る読み替え規定 .....	58
別紙 11	サービス対価の算定及び支払方法 .....	59
別紙 12	業績等の監視及び改善要求措置要領 .....	60
別紙 13	法令変更等による増加費用の負担割合 .....	61
別紙 14	不可抗力による損害及び増加費用の負担割合 .....	62

## 第1章 総則

### (目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、国及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙2において定められた意味を有するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しが、参考の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

### (本件事業の概要)

- 第2条 本件事業は、対象施設等の設計業務、施工業務、維持管理業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 事業者は、本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本件事業を遂行しなければならない。
- 3 事業者は、別紙3の日程表に従い、本件事業を実施する。

### (入札説明書等及び提案資料の内容遵守並びに規定の適用関係)

- 第3条 本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、この順に優先して適用されるものとする。
- 2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、国及び事業者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 提案資料と業務要求水準書の内容に差異があり、提案資料に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された要求水準を上回る場合には、第1項の規定にかかわらず、提案資料が優先して適用されるものとする。

### (事業者に対する支払)

- 第4条 国は、本契約に定めるところにより、サービス対価を事業者に支払う。
- 2 国は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権債務を法令の範囲内において対等額で相殺することができる。

### (履行保証)

- 第5条 事業者は、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、本契約締結と同時に当該履行保証保険契約に係る保険証券を国に対して寄託する。
- 2 前項の規定に問わらず、次の各号に掲げる条件をすべて充足した場合には、事

業者は、前項に規定された事業者の義務を免れる。

- 一 設計企業及び施工企業の全部又は一部が、本契約締結と同時に事業者を被保険者とする履行保証保険を締結したこと。
- 二 事業者が、自己の費用において、第一号に規定された履行保証保険契約に基づき事業者が有する保険金請求権の上に、第 84 条第 1 項第一号に規定された事業者の国に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を国のために設定し、当該履行保証保険契約に係る保険会社の異議なき承諾でかつ確定日付ある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備したこと。
- 3 前 2 項に規定された履行保証保険契約の保険金額は、施設費のうちの設計費及び工事費（これらの費用に係る消費税等を含む。）の 10 パーセント以上に相当する金額とし、その有効期間は、設計・施工期間とする。

(許認可及び届出等)

- 第 6 条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、事業者が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、事業者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、国が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、国が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について事業者の協力を求めた場合には、事業者はこれに応じるものとする。
- 2 事業者は、前項ただし書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、国及び事業者の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。
  - 3 国は、事業者が国に対して書面により要請した場合、事業者による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
  - 4 事業者は、本件事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に国に提出するものとする。
  - 5 事業者は、本件事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、国の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付の写しを国に提出するものとする。

(事業者の資金調達)

- 第 7 条 本件事業の実施に関連する一切の費用は、本契約において国が負担する費用を除き、すべて事業者が負担する。
- 2 本件事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者が自己の責任及び費用に

において行うものとする。ただし、国の協力が必要な場合、国は可能な限りその協力を行うものとする。

(責任の負担)

第8条 事業者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本件事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 本契約において別段の定めのある場合を除き、事業者の本件事業実施に関する国による確認若しくは立会又は事業者からの国に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者は、いかなる本契約上の事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は通知、報告若しくは説明を理由として、国は何ら責任を負担しない。

(業務要求水準書の変更)

第9条 国は、業務要求水準書の変更が必要であると認めるときは、業務要求水準書の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、事業者は、国から当該書面を受領した日から14日以内に、国に対して、その業務要求水準書の変更に伴う措置、引渡予定日の遅延の有無、施設費、維持管理費及び大規模補修工事費の変動の有無を検討し、国に書面により通知しなければならない。

- 2 事業者は、前項に定める国からの変更の要求に基づき、業務要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたって、引渡予定日の遅延、施設費、維持管理費及び大規模補修工事費の増加が予想される場合は、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように検討しなければならない。
- 3 国は、事業者による第1項の検討結果をふまえ、業務要求水準書の変更の要否を決定し、事業者に通知するものとし、事業者は、かかる国の業務要求水準書の変更の通知に従うものとする。
- 4 国は、第2項によっても、なお事業者に増加費用が発生する場合は、事業者と協議を行うこととし、国がその増加費用を負担するものとする。また、引渡予定日の遅延が見込まれる場合は、国は事業者と協議のうえ、引渡予定日を変更できるものとする。
- 5 前項の協議が整わない場合は、国が合理的な増加費用支払額又は合理的な引渡予定日を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 6 国又は事業者は、技術革新等によりサービス対価の減額を目的とした業務要求水準書の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方に対して書面により、業務要求水準書の変更内容、業務遂行方法の内容及びサービス対価の減額方法を通知し、業務要求水準書の変更又は業務遂行方法の採用の可否

について協議を行うものとする。

- 7 前項の協議が整わない場合は、国が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 8 業務要求水準書を変更した結果、提案資料又は設計図書を変更する必要が生じたときは、事業者は、変更後の提案資料又は設計図書を国に提出し、国の承諾を受けなければならない。

## 第2章 関係事業との調整等

### (関係事業者との協議)

第10条 事業者は、自己の責任及び費用において、各関係事業者との間で本件事業実施に際して必要な事項について協議を行うものとし、かかる協議の結果に従うものとする。

### (他のPFI事業との調整等)

第11条 国及び事業者は、他のPFI事業者と協議のうえ、別紙4の内容に関する協定書を締結する。

- 2 事業者は、前項のほか国及び他のPFI事業者との間で協議を行い、国が本件事業と並行して実施する他のPFI事業と必要な調整を図るとともに、他のPFI事業の円滑な実施に協力しなければならない。

### (関係事業者連絡会（仮称）の設置)

第12条 国は、事業者及び関係事業者との間で、工程調整その他本件事業等間の連絡調整を行い、本件事業及び関係事業を円滑に推進するため、関係事業者連絡会（仮称）を設置する。

- 2 事業者は、関係事業者連絡会（仮称）に出席し、本件事業等間の調整を円滑にするため必要な協力を行わなければならない。

## 第3章 本件事業の実施に関する事項

### (サービス対価内訳書及び事業工程表)

第13条 事業者は、本契約の締結後14日以内に本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料に基づき、国が別途指示する様式によるサービス対価の内訳書及び事業工程表を作成のうえ国に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、本件事業を事業工程表に従い実施するものとする。
- 3 事業者は、前項に定める事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において

て適正に行わなければならない。

- 4 事業者は、第1項に規定するサービス対価の内訳書を、設計業務の完了した時点において、その費用を明確化し、本件事業用地引渡予定日の30日前において、その内容を確定するものとする。

(監視職員)

第14条 国は、監視職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。また、監視職員を変更したときも変更の日から14日以内にその氏名を事業者に通知する。

- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定める事項及び本契約に基づく国の権限とされる事項のうち、国が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
  - 一 本件事業の適正かつ確実な実施についての事業者又は事業者の総括代理人に対する請求、通知、確認又は承諾
  - 二 事業者が実施する業務の監視
  - 三 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 国は、2名以上の監視職員を置き、前項の権限を分担させたときはそれぞれの監視職員の有する権限の内容を、監視職員に本契約に基づく国の権限の一部を委任したときはその委任した内容を、事業者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定に基づく監視職員の請求、通知、確認又は承諾は、別段の合意のある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 5 国が監視職員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾、解除及び指示は、監視職員を経由して行うものとする。なお、監視職員が次条第1項に規定される事業者の総括代理人に対して当該請求、通知、報告、申出、確認、承諾、解除及び指示を行った場合においては、事業者の総括代理人に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。
- 6 国が監視職員を置かないときは、本契約に定める監視職員の権限は国に帰属する。

(事業者の総括代理人)

第15条 事業者は、本契約締結後速やかに、総括代理人を定め、氏名その他必要な事項を国に通知しなければならない。また、総括代理人を変更したときも変更の日から14日以内に氏名その他必要な事項を国に通知しなければならない。

- 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、以下の各号に掲げる権限を除く本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができるものとする。なお、総括代理人は、本件工事着工日から維持管理期間終了日まで本件事業用地に常駐するもの

とする。

- 一 契約金額及びサービス対価の変更
  - 二 契約金額及びサービス対価の請求及び受領
  - 三 第 16 条第 1 項の請求の受理
  - 四 第 16 条第 2 項の決定及び通知
  - 五 契約の解除に係る権限
- 3 事業者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せざり自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を国に通知しなければならない。
- 4 国又は監視職員が事業者又は総括代理人に対し本件事業に関する指示を行ったときは、事業者又は総括代理人は、設計企業（第 20 条に規定する設計技術者及び照査技術者を含む。）及び施工企業（第 32 条及び第 54 条に規定する主任技術者等を含む。）をして、当該指示を遵守させなければならない。

（総括代理人に関する措置請求）

- 第16条 国又は監視職員は、総括代理人がその職務の執行につき、本件事業の適切かつ確実な実施を確保するために著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を国に通知しなければならない。
- 3 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、国に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 国は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を事業者に通知しなければならない。

（説明及び報告義務）

- 第17条 事業者は、本契約に定めがある場合又は国の請求があった場合、事業者並びに設計企業及び施工企業が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、国に説明又は報告をしなければならない。

第 4 章 対象施設等の設計

(設計業務計画書の作成及び提出)

第18条 事業者は、業務要求水準書及び提案資料の内容に従って対象施設等の設計に係る設計業務計画書を作成のうえ、本契約締結と同時に国に提出する。

(対象施設等の設計)

第19条 事業者は、前条に基づき設計業務計画書の提出を行った後速やかに、設計企業をして、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料及び設計業務計画書に従い、善良な管理者の注意をもって、対象施設等の設計業務を実施させるものとする。

(設計技術者及び照査技術者の届出)

第20条 事業者は、設計業務に着手する前に、提案資料に基づき、設計企業をして設計技術者及び照査技術者を定め、国に通知しなければならない。

- 2 事業者は、設計・施工期間中、前項に基づき通知した設計技術者及び照査技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 設計技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(第三者による実施)

第21条 事業者は、設計企業を変更し、又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、設計企業が第三者に対象施設等の設計の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 事業者は、設計企業が第三者に対象施設等の設計の一部を委託又は請け負わせようとするときは、当該第三者の商号又は名称その他国が別途定める事項を記載した書面を国に提出し、確認を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 対象施設等の設計に関する設計企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、設計企業その他対象施設等の設計に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(事業者による提案資料又は設計図書の変更)

第22条 事業者は、あらかじめ国の承諾を得た場合を除き、提案資料又は設計図書の変更を行うことはできない。

- 2 前項の規定に従い事業者が国の承諾を得て提案資料又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により事業者に増加費用が発生したときは、事業者が負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議によりサービス対価の支払額を減額する。

(国の指示による提案資料又は設計図書の変更)

第23条 国は、提案資料又は設計図書の変更が必要であると認めるときには、施工計画書のうち計画工程表の変更を伴わずかつ提案の範囲を逸脱しない限度で、事業者に対して提案資料又は設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、提案資料又は設計図書の変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該書面を受領した日から14日以内にその提案資料又は設計図書の変更の当否を国に対して書面により通知しなければならない。国は、前項の通知を受領した日から7日以内に、提案資料又は設計図書の変更の要否を決定し、事業者に通知する。事業者は、かかる決定に従うものとする。

- 2 前項の規定に従い、事業者が提案資料又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により事業者に増加費用が発生したときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、国が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス対価の支払額を減額する。

(法令変更等による設計変更等)

第24条 航空法等の法令制度の新設又は改正等により、提案資料又は設計図書の変更が必要となった場合、事業者は国に対し提案資料又は設計図書の変更の承諾を求めることができ、国は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。

2 対象施設等の完成までに、入札説明書等に明示されていないPFI事業用地のかしに起因して、提案資料又は設計図書の変更をする必要が生じた場合、事業者は国に対し提案資料又は設計図書の変更の承諾を求めることができ、国は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。

3 第1項に基づく変更に起因する費用の増減については、国に帰属する。

4 第2項に基づく変更に起因する費用の増減については、第25条第4項又は第5項の規定を適用する。

5 第1項又は第2項に基づく提案資料又は設計図書の変更に起因して、対象施設等の引渡予定日の遅延が見込まれる場合、国及び事業者は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(測量、土質調査等の実施並びに調査計画書の作成及び提出)

第25条 事業者は、必要に応じ別紙5に示すPFI事業用地内における測量、土質調査

その他の関係する調査（以下「調査等」という。）を実施することができる。

- 2 事業者は、前項に定める調査等を実施する場合は、調査等に着手する前に、本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料に従って、調査計画書を作成し、国に提出しなければならない。また、当該調査業務又は調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用については、事業者がこれらを負担する。
- 3 事業者は、第1項に定める業務を終了したときは、調査報告書を国に提出しなければならない。
- 4 事業者が第1項の規定に従って調査等を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壤汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在を除く。）には、その対策費については、事業者がこれを負担する。
- 5 事業者が第1項の規定に従って調査等を行った結果、PFI事業用地に関して、土壤汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在について、入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本件事業を実施することができない場合又は事業者が本件事業を実施することができても事業者に著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに国に通知しなければならない。これに起因して事業者に増加費用又は損害が発生した場合、国は、合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担するものとする。また、事業者に費用の減少が生じた場合、国及び事業者は協議のうえ、サービス対価を減額するものとする。
- 6 前項の場合、事業者は、当該増加費用及び損害の発生を防ぎ、また、拡大を低減するよう最大限の努力をしなければならない。

（設計業務の進捗状況の報告）

- 第26条 事業者は、国に対して、設計業務計画書に従って、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。
- 2 国は、対象施設等が本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料及び設計業務計画書に基づき設計されていることを確認するために、事業者に対して事前に通知した上で、対象施設等の設計状況その他の事項について説明を求め、その他の書類の提出を求めるものとする。
  - 3 事業者は、前項に定める設計状況その他の事項についての説明及び国による確認の実施につき国に対して協力し便宜をはかるものとする。また、設計企業をして、国に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
  - 4 国は、前3項の規定による説明、書類の提出又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

(設計図書の提出)

- 第27条 事業者は、本件工事着工予定日の1ヶ月前までに国に対して、別紙6に規定する設計図書を提出し、設計企業をして、設計図書の内容を説明させ、国の承諾を得なければならない。
- 2 前項に規定する承諾期間は、別段の合意がある場合を除き、設計図書受領後1ヶ月とする。
  - 3 国は、事業者から提出された設計図書が国と事業者の打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された設計図書では本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案資料において要求される水準若しくは仕様を満たさないと判断する場合には、事業者の責任と費用において修正することを求めることができる。
  - 4 事業者は、国からの指摘により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自己の責任と費用において速やかに関連する設計図書の修正を行い、修正を行った事項を国に報告し、その承諾を受けるものとする。
  - 5 国は、第1項若しくは第4項の設計図書の承諾を行ったこと、又は事業者に対して第3項の修正を求めたことを理由として、対象施設等の設計・施工について何らの責任を負担するものではない。
  - 6 第4項に規定する修正の結果、対象施設等の引渡しが遅延した場合には、第50条第1項の規定を適用する。

## 第5章 対象施設等の施工

(事業用地の確保及び本件事業用地での履行)

- 第28条 国は、事業者が対象施設等の施工に着手する日までにPFI事業用地を確保し、別段の定めがある場合を除き、施工期間中、事業者に無償で使用することとする。
- 2 事業者は、施工期間中、PFI事業用地を無償で使用することができる。
  - 3 事業者は、PFI事業用地において、施工業務を実施しなければならない。
  - 4 事業者は、PFI事業用地を国に引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 5 事業者は、本件事業実施以外の目的でPFI事業用地を自ら使用又は収益してはならない。また、事業者は、第三者に対しても本件事業実施以外の目的で、本件事業用地を使用又は収益させてはならない。
  - 6 対象施設等又はその出来形の国への引渡しによりPFI事業用地の全部又は一部が不用となった場合において、当該PFI事業用地に事業者が所有し、又は管

理する工事材料、施工機械器具、仮設物その他の物件（施工企業、その下請負人等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において「物件等」という。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該PFI事業用地を修復し、取り片付けて国に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に物件等を撤去せず、又はPFI事業用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、国は、事業者に代わって物件等を処分し、PFI事業用地を修復又は取り片付けることができる。この場合において、事業者は、国の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、国の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(施工計画書の作成及び提出)

第29条 事業者は、業務要求水準書、提案資料及び設計図書の内容に従って、本件工事に係る施工計画書を作成のうえ、本件工事着工予定日の前日までに、国に提出する。

(施工期間中の保険)

第30条 事業者は、施工期間中、別紙7の第1に定める保険に加入し、又は施工企業に加入させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は施工企業をして保険契約を締結させたときは、その保険証券の写しを直ちに国に提出しなければならない。

(対象施設等の施工)

第31条 事業者は、対象施設等に係る設計図書について第27条第1項又は第4項の規定による承諾を受けた後速やかに、施工企業をして、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書に従い、善良な管理者の注意をもって、対象施設等の施工業務（以下「本件工事」という。）を実施させるものとする。

- 2 仮設、施工方法その他対象施設等を完成するために必要な一切の手段については、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては事業者が自己の責任において定めるものとする。
- 3 事業者は、施工期間中毎月、業務要求水準書に従い、履行報告書を国に提出するものとする。
- 4 事業者は、本件工事に必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用

において調達しなければならない。

(主任技術者等)

第32条 事業者は、本件工事着工予定日までに、提案資料に基づき、施工企業をして施工期間中以下の各号に定める者（以下本条において「主任技術者等」という。）を配置させ、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を国に通知しなければならない。

- 一 専任の主任技術者又は（監理技術者資格者証の交付を受けた専任の）監理技術者
- 二 建設業法第26条の2に規定する技術者（以下「専門技術者」という。）
- 2 事業者は、施工期間中、施工企業をして主任技術者等を配置させなければならない。
- 3 事業者は、施工期間中、第1項に基づき通知した主任技術者等を変更してはならない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 5 総括代理人並びに主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができない。

(第三者による実施)

第33条 事業者は、施工企業を変更し、又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、建設業法第22条第3項の承諾を与えてはならない。
- 3 事業者は、本件工事着工予定日までに建設業法第24条の7及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを国に提出し、確認を受けなければならぬ。その内容を変更するときも同様とする。
- 4 対象施設等の施工に関する施工企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、施工企業その他対象施設等の施工に関して事業者又は施工企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(支給材料及び貸与物件)

第34条 国が事業者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面、その他本件設計に必要な物品等並びに国が事業者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具（以下国が事業者に支給するものを「支給材料」といい、国が事業者に貸与するもの

を「貸与物件」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、業務要求水準書に定めるところによる。

- 2 国は、支給材料又は貸与物件の引渡にあたっては、事業者の立会いのうえ、国の負担において当該支給材料又は貸与物件を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が業務要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたとき、事業者は、その旨を直ちに国に通知しなければならない。
- 3 事業者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、国に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 事業者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与物件に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないとみとめたときは、その旨を直ちに国に通知しなければならない。
- 5 国は、事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与物件に代えて他の支給材料若しくは貸与物件を引き渡し、支給材料若しくは貸与物件の品名、数量、品質又は規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与物件の使用を事業者に請求しなければならない。
- 6 国は、前項に規定するほか、必要があると認めるとときは、支給材料又は貸与物件の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 国は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、施工計画書若しくは施設費を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要かつ合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 8 事業者は、支給材料及び貸与物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 事業者は、業務要求水準書に定めるところにより、本件工事の完成、設計図書の変更等によって不要となった支給材料又は貸与物件を国に返還しなければならない。
- 10 事業者は、故意又は過失により支給材料又は貸与物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、国の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 事業者は、支給材料又は貸与物件の使用方法が業務要求水準書に明示されていないときは、国の指示に従わなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第35条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその

品質が明示されていない場合にあっては、中等以上の品質を有するものとする。

- 2 事業者は、設計図書において国の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 国は、事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を国の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 事業者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監視職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第36条 事業者は、設計図書において国の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、施工企業をして当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 事業者は、設計図書において国の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 事業者は、前2項に規定するほか、国が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、国の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に当該記録を提出しなければならない。
  - 4 国は、事業者から第1項若しくは第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、国が正当な理由なく事業者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、事業者は、国に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、事業者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、国の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
  - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、事業者の負担とする。

(工事の中止)

第37条 国は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、対象施設等の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合国は、必要に応じて施工計画書のうち計画工程表の変更を求め、引渡予定日を変更することができる。ただし、引渡予定日が変更された場合でも、本契約期間満了日は変更されないものとする。

- 2 法令変更又は不可抗力に基づき、国が対象施設等の施工の一時中止を命じた場合には、第86条又は第89条の規定は適用しない。

(工期変更の場合の費用負担)

第38条 前条により施工計画書のうち計画工程表が変更された場合で、事業者に増加費用又は損害が生ずる場合、かかる増加費用又は損害の負担については、次のとおりとする。

- 一 国の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で国が負担する。ただし、事業者の損害のうち逸失利益は負担しない。
- 二 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、すべて事業者が負担する。
- 三 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙13又は別紙14の負担割合に従い、国及び事業者が負担する。ただし、国の負担は、合理的な範囲に限るものとする。

(国による施工状況の段階確認及び立会い等)

第39条 国は、本件工事が本契約書、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書に従い施工されていることを確認するために業務要求水準書に定める施工状況の段階確認を行うものとする。また、国は、施工期間中、本件工事の施工状況その他について、PFI事業用地内に立ち入り、適宜立会いを行うことができる。

- 2 事業者は、業務要求水準書に従って、国の確認を受けなければならない。この場合、事業者は、あらかじめ国に確認の時期、内容等に関して通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による国による施工状況の段階確認及び立会いの実施について、国に対して必要な協力を便宜をはかるものとし、かつ施工企業をして、国に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 4 前3項の規定による説明、確認又は報告の結果、施工状況が本契約書、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、国は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

5 国は、本条に規定する立会い、確認等の実施を理由として、本件事業の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(部分使用)

第40条 国は、第49条の規定による対象施設等の引渡し前においても、対象施設等の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、国は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 国は、第1項の規定により対象施設等の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、合理的な増加費用及び損害を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第41条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ国の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を国に直ちに通知しなければならない。
- 3 国は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、国がこれを負担する。

(旅客ターミナルビル等事業用地及び貨物ターミナル事業用地の引渡し)

第42条 事業者は、別紙3に規定する時期までに、第43条の規定に従い完成検査を実施し、第44条及び第45条の規定に従い国との完成確認を受け国から完成確認通知書を受領した後、旅客ターミナルビル等事業用地及び貨物ターミナル事業用地をそれぞれ国に対して引き渡すものとする。

(完成検査等)

第43条 事業者は、自己の責任及び費用において、対象施設等の完成検査を行うものとする。この場合において、事業者は、自らが行う完成検査の7日前までに、当該完成検査を行う旨を国に対して書面により通知するものとする。

- 2 国は、前項に規定する完成検査に立会うことができる。ただし、国は、立会い

の実施を理由として、本件事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

- 3 事業者は、完成検査に対する国の立会いの有無にかかわらず、その終了後速やかに国に対して完成検査の結果を書面により報告しなければならない。
- 4 事業者は、前項の報告終了後、国に完成確認依頼書を提出するものとする。

(国による完成確認等)

第44条 国は、前条第4項の完成確認依頼書の提出を受けた後、事業者及び施工企業立会いの下で、業務要求水準書に従い対象施設等の完成確認を実施するものとする。この場合において、事業者は、現場説明、資料提供等の方法により、国に協力しなければならない。

- 2 国は、対象施設等が本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書どおりに施工されていないと認めるときは、対象施設等が本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書と不一致の部分を明らかにし、相当の期間を定めて事業者に対しその修補を求めることができる。この場合において、当該修補に係る費用は、事業者が負担するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定により国から対象施設等の修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、あらためて国の完成確認を受けなければならぬ。この場合において、国及び事業者は速やかに手続を行わなければならない。
- 4 前項に規定する修補の結果、対象施設等の引渡しが遅延した場合は、第50条第1項の規定を適用する。
- 5 国は、第1項又は第3項の完成確認を実施したことを理由として、対象施設等の設計、施工及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(国による完成確認通知書の交付等)

第45条 国が、前条第1項又は第3項に規定する完成確認を行い、かつ、事業者が自ら又は施工企業をして別紙7の第2に定める保険に加入し、又は、加入させ、その保険証券の写しを別紙8の完成図書とともに国に提出した場合、国は事業者に対して速やかに完成確認通知書を交付するものとする。

2 国は、前項の規定に基づき完成確認通知書を交付したことを理由として、本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(一般的損害)

第46条 本契約に別段の定めのある場合を除き、対象施設等の引渡し前に、対象施設等

又は工事材料について生じた損害その他本件工事の施工に関して生じた損害（第47条第1項に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち国の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的な範囲で国が負担するものとする。

（本件工事中に事業者が第三者に及ぼした損害）

第47条 事業者が本件工事の施工に際し第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を国に通知しなければならない。

- 2 前項の場合、事業者が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害（ただし、第30条第1項の規定により事業者又は施工企業が加入した保険等によりてん補された部分を除く。）が国の責めに帰すべき事由又は本件工事の実施に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等（事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。）により生じたものである場合は、国がその損害を賠償しなければならない。
- 3 国は、第1項に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、国からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
- 4 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、国及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

（不可抗力による損害）

第48条 事業者が対象施設等の引渡しを行う前に、不可抗力により、対象施設等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他施工機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を国に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、国は、直ちに調査を行い、損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び事業者の逸失利益を除く。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する損害は別紙14に規定する負担割合に従い、国及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

（引渡し手続）

第49条 事業者は、対象施設等について、国から完成確認通知書の交付を受けた後、工事現場を取り付けて事業者（施工企業及びその下請人等を含む。）が管理する物件を撤去し、引渡予定日までに国に引き渡すものとする。

(引渡し遅延による費用負担)

- 第50条 事業者の責めに帰すべき事由によって、対象施設等の引渡しが引渡予定日よりも遅延した場合、事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、引渡予定日から実際に対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、施設費のうちの設計費及び工事費（これらの費用に係る消費税等を含む。）の金額に年5パーセントの割合で計算した額を違約金として国に支払わなければならない。なお、国は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を事業者に請求することができる。
- 2 国の責めに帰すべき事由によって、対象施設の引渡しが引渡予定日よりも遅延した場合、国は、当該遅延により事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。当該増加費用の支払方法については、国が事業者と協議のうえ定めるものとする。

(かし担保責任)

- 第51条 国は、対象施設等（ただし支給材料は除く。以下本条において同じ。）にかしがあるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該かしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定により国が修補を請求した場合には、自己の責任と費用により当該修補を実施しなければならない。ただし、当該かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、国は、事業者に対して修補を請求することができない。
- 3 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、対象施設等の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが事業者又は施工企業の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 4 国は、対象施設等の引渡しを受ける際に第1項のかしがあることを知っていたときは、同項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該かしのあることを知っていたときは、この限りではない。
- 5 国は、対象施設等が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第3項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損を国が知った日から6月以内に第1項の規定による権利行使しなければならない。
- 6 事業者は、設計企業及び施工企業をして、国に対し本条によるかしの修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるものとし、かかる保証書を設計企業及び施工企業に作成させ、国に差し入れるものとする。当該保証書は、別紙9に定める様式による。

## 第6章 対象施設の維持管理業務

### (維持管理業務計画書の作成及び提出)

第52条 事業者は、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び完成図書の内容に従って、本件維持工事に係る維持管理業務計画書を作成のうえ、別紙3に記載する維持管理開始予定日の前日までに、国に提出する。

### (維持管理業務の実施)

第53条 事業者は、施工企業をして、維持管理期間中、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書、完成図書及び維持管理業務計画書に従い、善良な管理者の注意をもって、維持管理業務を実施させるものとする。

### (主任技術者及び保守要員の配置)

第54条 事業者は、維持管理開始予定日までに、業務要求水準書に従い、施工企業をして維持管理期間中以下の各号に定める者（以下本条において「主任技術者等」という。）を配置させ、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を国に通知しなければならない。なお、主任技術者等を変更した場合も同様とする。

- 一 専任の主任技術者又は（監理技術者資格者証の交付を受けた専任の）監理技術者
  - 二 専門技術者
  - 三 常駐の保守要員
- 2 事業者は、維持管理期間中、施工企業をして主任技術者等を配置させなければならない。
  - 3 事業者は、第1項に基づき通知した主任技術者等を配置した日（変更後の主任技術者等については、変更後配置した日）から3年間、変更してはならない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
  - 4 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
  - 5 総括代理人並びに主任技術者（又は監理技術者）、専門技術者及び保守要員は、これを兼ねることができない。

### (第三者による実施)

第55条 事業者は、施工企業を変更し、又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、建設業法第22条第3項の承諾を与えてはならない。
- 3 事業者は、維持管理開始予定日までに建設業法第24条の7及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを国に提出し、確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。
- 4 対象施設の維持管理に関する施工企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、施工企業その他対象施設の維持管理に関して事業者又は施工企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(維持管理業務に関する場所の貸与)

- 第56条 維持管理業務の実施に伴い必要となる場所は、維持管理期間中、国が事業者に無償で貸与する。
- 2 事業者は、前項の規定に従い国から貸与を受けた場所を国の事前の書面による承諾を得て施工企業に使用させることができる。
  - 3 事業者は、第1項に従い国から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定により使用する施工企業についても同様とする。
  - 4 事業者（第2項の規定により使用する施工企業を含む。）の責めに帰すべき事由により国から貸与を受けた場所を滅失又はき損した場合は、事業者の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

(維持管理業務期間中の保険)

- 第57条 事業者は、維持管理業務期間中、別紙7の第3に定める保険に加入し、又は施工企業に加入させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は施工企業をして保険契約を締結させたときは、その保険証券の写しを直ちに国に提出しなければならない。

(維持管理業務開始の遅延による費用負担等)

- 第58条 維持管理業務の全部又は一部の開始が維持管理開始予定日より遅延したについて、国は、提供されていない業務に係る維持管理費のサービス対価の支払義務を負わないものとする。
- 2 対象施設等が引渡予定日に引き渡されたにもかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由により維持管理業務の開始が維持管理開始予定日よりも遅延した場合、事業者は、維持管理開始予定日の翌日から起算して実際に維持管理業務が開始された日までの日数に応じ、一事業年度分のサービス対価（維持管理費）につき年

5パーセントの割合で計算した額を違約金として国に支払わなければならない。なお、国は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を事業者に対して支払うものとする。

- 3 国の責めに帰すべき事由により維持管理業務の開始が維持管理開始予定日よりも遅延した場合、国は、当該遅延により事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。

#### (緊急時の対応)

第59条 事業者は、維持管理業務の履行にあたり、事故が発生したとき若しくは事故が発生するおそれがあるとき又は本件事業にかかるサービス水準が低下若しくは低下が見込まれることにより、緊急に対処する必要があると判断したときは、適切な初期対応をとるとともに、速やかに国に報告するものとする。

- 2 事業者は、事故・火災等が発生した場合は、業務要求水準書及び維持管理計画書に基づき直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じるとともに、国及び関係機関に報告する。
- 3 事業者は、対象施設等の不具合・故障等を発見した場合、又は対象施設等の不具合・故障等に関する通報や苦情を受けた場合、直ちに国に報告のうえ、協議を行い、緊急に対処する必要があると判断した場合、速やかに応急処置を行うものとする。なお、軽微なものについては、後日、緊急点検報告書の提出をもって報告に代えることができる。
- 4 国は、事故防止その他業務上特に必要があると認められるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを指示することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、国が施工企業に直接指示することができる。この場合の指示は、国が事業者に対して行ったものと見なす。
- 5 事業者が前4項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に係る増加費用が事業者に発生した場合には、当該費用の金額及び支払方法について、国が事業者と協議により定めるものとする。

#### (第三者等に及ぼした損害)

第60条 事業者が維持管理業務の実施に際し第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を国に報告しなければならない。

- 2 前項の場合、事業者が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害（ただし、第57条第1項の規定により事業者又は施工企業が加入した保険等によりてん補された部分を除く。）が国の責めに帰すべき事由又は維持管理業務の実施に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等（事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても避けられなかつ

た場合に限る。)により生じたものである場合は、国がその損害を賠償しなければならない。

- 3 国は、第1項に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、国からの請求を受けた場合は、速やかに支払わなければならない。
- 4 前項の場合その他維持管理業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、国及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(年間維持管理業務計画書の提出)

- 第61条 事業者は、業務要求水準書、提案資料、設計図書及び完成図書に従い、事業年度ごとに対象施設等の年間維持管理業務計画書を作成のうえ、当該事業年度が開始する日の1ヶ月前までに国に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する年間維持管理業務計画書の様式、記載事項等については、国と事業者の協議のうえ、定めるものとする。

(維持管理業務報告書の作成及び提出等)

- 第62条 事業者は、業務要求水準書に従い、維持管理業務に関する月報及び年間報告書を業務報告書として整備し、月報(平成47年3月分を除く。)については翌月7日以内、年間報告書については各事業年度(最終事業年度を除く。)終了後10日以内に国に提出する。
- 2 事業者は、本契約終了のときまで、前項の業務報告書の控を保管するとともに、国から請求があるときは、国の閲覧に供するものとする。
  - 3 月報及び年間報告書に記載する内容は、完成図書に規定する。
  - 4 事業者は、第2項の業務報告書の控を国以外の第三者に開示する場合、あらかじめ国の承諾を得るものとする。

## 第7章 大規模補修工事

(対象施設の大規模補修工事)

- 第63条 事業者は、維持管理期間中、設計企業及び施工企業をして、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書、完成図書及び維持管理業務計画書に従い、国と協議のうえ大規模補修工事を実施させるものとする。
- 2 事業者は、善良な管理者の注意をもって、大規模補修工事を実施しなければならない。
  - 3 国の責めに帰すべき事由による場合、業務要求水準書の変更による場合又は法令変更若しくは不可抗力による場合を除き、国は、大規模補修工事時期の変更、

大規模補修工事回数の増加、大規模補修工事費の増加に関して一切の責任及び費用を負担しないものとする。

(大規模補修工事の実施)

- 第64条 国及び事業者は、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書、完成図書及び維持管理業務計画書に従い、大規模補修工事の実施を予定する事業年度の前年度の6月末までに、協議のうえ、大規模補修工事の実施又は不実施を決定する。
- 2 前項に示す協議が整わなかった場合、事業者は国が提示する案に従うものとする。

(大規模補修工事の実施)

- 第65条 前条第1項の協議の結果、大規模修補の実施が決定された場合、事業者は、設計企業及び施工企業をして、大規模補修工事を実施させるものとする。この場合、大規模補修工事の設計については、設計業務の第18条から第27条（第20条を除く。）の規定を別紙10のとおり読み替えて適用し、大規模補修工事の施工については、施工業務の第28条から第50条（第42条を除く。）の規定を別紙10のとおり読み替えて適用する。

(設計技術者及び照査技術者の届出)

- 第66条 事業者は、前項に基づき大規模補修工事の設計に着手する前に、提案資料に基づき設計技術者及び照査技術者を定め、国に通知しなければならない。
- 2 事業者は、各大規模補修工事終了目までの間、前項に基づき通知した設計技術者及び照査技術者を変更できないものとする。ただし、国の承諾を得た場合はこの限りではない。

(大規模補修工事に係る履行保証保険)

- 第67条 第64条第1項の協議の結果、大規模補修工事の実施が決定された場合、事業者は、速やかに、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を国に対して寄託する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件をすべて充足した場合には、事業者は、前項に規定された事業者の義務を免れる。
- 一 設計企業及び施工企業の全部又は一部が、事業者を被保険者とする履行保証保険を締結したこと。
- 二 事業者が、自己の費用において第一号に規定された履行保証保険契約に基づき事業者が有する保険金請求権の上に、第84条第1項第三号に規定された

事業者の国に対する違約金債務を被保全債権とする質権を国のために設定し、当該履行保証保険契約に係る保険会社の異議なき承諾でかつ確定日付ある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備したこと。

(かし担保責任)

第68条 大規模補修工事終了後のかし担保については、第 51 条を適用する。

(維持管理業務計画書の変更)

第69条 事業者は、大規模補修工事実施時期が変更された場合、又はその他の事情により維持管理業務計画書の変更が必要となった場合、速やかに維持管理業務計画書の見直しを行い、国に提出するものとする。

## 第8章 サービス対価の支払

(サービス対価の支払)

第70条 国は、事業者に対して、別紙 11 に記載する方法、金額及びスケジュールに従い、サービス対価を支払うものとする。

(サービス対価の改定)

第71条 サービス対価は、別紙 11 に従い改定を行う。

(サービス対価の減額)

第72条 国は、維持管理業務（大規模補修工事を除く。）について別紙 12 に規定されたモニタリングを行い、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び完成図書に規定する水準又は仕様を満たしていない事項が存在すると判断した場合、別紙 12 に従い、是正勧告、サービス対価の減額、本契約の解除等を行うことができる。

- 2 前項による是正勧告、サービス対価の減額等は、事業者の債務不履行による国の損害賠償を妨げるものではない。また、前項のサービス対価の減額は業務の不履行による減額であり、損害賠償の予約を定めて、これをサービス対価から減額するものと解してはならない。
- 3 第 85 条若しくは第 88 条の規定又は国の責めに帰すべき事由により事業者が維持管理業務（大規模補修工事を除く。）の全部又は一部の履行を免れた場合、事業者が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス対価から減額するものとする。ただし、国の責めに帰すべき事由により事業者が維持管理業務（大規模補修工事を除く。）の全部又は一部の履行ができなかつたことによ

る事業者の損害賠償の請求を妨げない。

(サービス対価の返還)

第73条 サービス対価支払開始後に維持管理業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、これを事業者に対して通知した場合、事業者は、国に対して、当該虚偽記載がなければ国が減額し得たサービス対価に相当する額につき年5パーセントの割合で計算した額の損害金を当該サービス対価相当額に付して、速やかに返還しなければならない。

第9章 モニタリングの実施

(モニタリングの実施)

第74条 国は、自らの責任及び費用において、事業期間中、業務要求水準書に規定する水準の業務が提供されていることを確認するために、モニタリングを実施する。

- 2 事業者の維持管理業務（大規模補修工事を除く。）の不履行に対するサービス対価の減額等の手続については、別紙12として添付する業績等の監視及び改善要求措置要領による。
- 3 国は、前項に規定するモニタリングの実施を理由として本件事業の実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

第10章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第75条 本契約は、本契約において別段の定めがある場合を除き、平成47年3月31日をもって終了する。

(事業者の事由による解除)

第76条 国は、次の各号の一に該当するときは、特段の催告を要することなく、本契約の全部を解除により終了させることができる。

- 一 事業者が、正当な理由なく、設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、国が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、事業者から当該遅延について国の満足する説明が得られないとき。
- 二 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から30日が経過しても対象施設等の引渡しが行われないとき、又は明らかに引渡しの見込みがないと国が認めたとき。

- 三 事業者が、破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算その他倒産法上の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
  - 四 事業者が、第62条の維持管理業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
  - 五 事業者が、本契約上の義務（ただし、別紙12によるモニタリングの対象となる業務の履行に係るものと除く。）に違反し、国が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる相当期間内にその違反が治癒されないと。
  - 六 事業者が、本件事業の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。
  - 七 第64条第2項に基づき国が提示する案に事業者が従わないとき。
  - 八 大規模補修工事実施に際して、第一号又は第二号と同様の事態が発生したとき。
  - 九 前各号のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと国が認めたとき。
- 2 国は、事業者が実施する維持管理業務の水準が、業務要求水準書に記載された水準を満たさない場合、別紙12に従い本契約を解除することができる。

（国の任意による解除）

第77条 国は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他国が必要と認める場合には、6ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（国の事由による解除）

第78条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、国に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 国が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから6ヶ月間当該遅滞が治癒しないとき。
- 二 国の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となつたとき。
- 三 国の責めに帰すべき事由により、国が本契約上の國の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、事業者から催促を受けてから3ヶ月間当該不履行が治癒しないとき。

（対象施設等引渡し前の解除の効力）

第79条 国は、本契約が解除された場合においては、設計業務のうち既に完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときの既履

行部分及び本件工事の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する施設費を一括又は分割により事業者に支払わなければならない。この場合において、国は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 第1項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 事業者は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、国に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 事業者は、本契約が解除された場合において、貸与物件があるときは、当該貸与物件を国に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件が事業者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 事業者は、本契約が解除された場合において、本件事業用地に事業者が所有又は管理する、本件設計業務において試験等に供されるものの出来形部分（第1項の検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（第21条又は第33条の規定により設計企業又は施工企業から設計業務又は施工業務の一部を委任され、若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、本件事業用地等を修復し、取片付けて、国に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、国は、事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことが出来る。この場合においては、事業者は、国の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることが出来ず、また、国の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第76条の規定によるときは国が定め、第77条又は前条の規定によるときは、事業者が国の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等について

は、国が事業者の意見を聴いて定めるものとする。

(対象施設等引渡し後の解除の効力)

第80条 対象施設等の引渡し後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 国は、本契約が解除された日から 10 日以内に対象施設等の現況を検査するものとし、当該検査により、対象施設等に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、国は、事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、事業者は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を国に通知しなければならないこととし、国は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の手続終了後、国又は国の指定する者に対して、対象施設等を国が継続使用できるよう維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務の実施に関する業務実施要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 事業者は、維持管理業務の終了に際し、自らの費用で整備した備品、什器等を撤去し、第 56 条第 1 項により国から提供を受けていた場所を維持管理開始時の原状に復して国に返還しなければならない。
- 5 本契約が解除され、前項の規定に従い国又は国の指定する者が維持管理業務の引継ぎを受けた場合、国は、施設費の支払残額を、一括又は別紙 11 に規定された支払のスケジュールに従って支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により対象施設等が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、国の被る損害額が施設費の支払残額を上回る場合には、国は、施設費の支払残額の支払期限が到来したものとみなして、かかる施設費の支払残額と当該損害額とを相殺することにより、施設費の支払残額の支払義務を免れることができるものとし、なお損害あるときは、国はその賠償を請求できるものとする。
- 6 本契約が解除され、第 3 項の引継ぎ終了後、事業者は、維持管理業務を終了し、維持管理費相当分の未払い期間についての業務報告書を速やかに国に対して提出し、その確認を受けるものとする。国は、別紙 12 に従いモニタリングを行い、必要な場合は維持管理費相当分の減額を行ったうえで、事業者の請求に基づき、未払い部分の維持管理費相当分を支払うものとする。
- 7 本契約解除後、事業者に維持管理費が生じた場合は、実際の維持管理業務が実施された期間に応じた日割り額を別紙 11 に規定された支払のスケジュールに従つて事業者に支払うものとする。
- 8 大規模補修工事中に本契約が解除された場合、大規模補修工事の出来形の精算

等については前条第1項ないし第7項を適用するものとする。

(期間満了による契約の終了)

- 第81条 事業者は、別紙12に従って確認をし、要求水準を満たした状態で引き渡すものとする。
- 2 事業者は、維持管理業務の終了に際しては、自らの費用で整備した備品、什器等を撤去し、第56条第1項により国から提供を受けていた場所を維持管理開始時の原状に復して国に返還しなければならない。
  - 3 事業者は、国又は国の指定する者に対して、対象施設等を国が継続使用できるよう維持管理業務に関する必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務の実施に関する業務実施要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
  - 4 事業者は、本契約終了日までに、前3項の業務をすべて終了したうえで、最終支払対象期間に係る報告書を国に提出し、国の確認を受けるものとする。

(保全義務)

- 第82条 事業者は、契約解除の通知の日から第79条の規定による合格部分の引渡し、第80条の規定による維持管理業務引継ぎ完了の時まで、対象施設等の出来形部分又は対象施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

- 第83条 事業者は、第79条の規定による合格部分の引渡し又は第80条の規定による維持管理業務引継ぎの完了と同時に、設計図書等対象施設等の施工に係る書類その他対象施設等の設計・施工、維持管理に必要な一切の書類を国に引き渡さなければならない。
- 2 国は、本契約に従い引渡しを受けた図書等を対象施設等の維持管理のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。事業者は、国による係る図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

(違約金等)

- 第84条 第76条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として国に支払わなければならない。
- 一 対象施設等の引渡し前に解除された場合

- 施設費のうちの設計費及び工事費の総額の 10 パーセントに相当する額
- 二 対象施設等の引渡し後に解除された場合  
維持管理費の残額の 10 パーセントに相当する額
  - 三 各大規模補修工事中に解除された場合  
二に加え、各大規模補修工事費の総額の 10 パーセントに相当する額
- 2 前項第一号及び第三号の場合において、国は、履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第 1 項の場合において、事業者は、解除に起因して国が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を国の請求に基づき、支払わなければならない。
- 4 第 78 条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、国に対して、当該終了により被った損害の賠償を請求することができるものとする。

## 第 11 章 法令変更等

### (通知等)

第85条 国又は事業者は、法令の変更又は新設（以下「法令変更等」という）により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

### (協議及び増加費用の負担等)

第86条 国及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに対象施設等の設計・施工、本契約又は業務要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかるわらず、当該法令変更等の公布日から 120 日以内に国及び事業者が合意に至らない場合、国は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本件事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙 13 に定める負担割合によるものとする。
- 3 法令変更等により事業者が維持管理業務（大規模補修工事を除く。）の一部を履行できなかった場合、国は、事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。
- 4 国又は事業者は、前 3 項の場合において、サービス対価の減額を目的とした業

務要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対してサービス対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。

- 5 法令変更等に起因して対象施設等の引渡しの遅延が見込まれる場合、国及び事業者は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(法令変更等による契約の終了)

第87条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、国が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、国は、事業者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第79条又は第80条の規定に従う。
- 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した增加費用又は損害の国と事業者の負担割合は、別紙13のとおりとする。

## 第12章 不可抗力

(通知の付与)

第88条 国又は事業者は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第89条 国及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに対象施設等の設計・施工、本契約又は業務要求水準書の変更及び増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に国及び事業者が合意に至らない場合、国は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本件事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙14に定める負担割合によるものとする。
- 3 不可抗力により事業者が維持管理業務（大規模補修工事を除く。）の一部を履行できなかった場合、国は、事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた

費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。

- 4 不可抗力に起因して対象施設等の引渡しの遅延が見込まれる場合、国及び事業者は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第90条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は対象施設等に重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、業務要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第91条 第89条の規定にかかわらず、不可抗力により、国が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、国は、事業者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第79条又は第80条の規定に従う。
- 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した增加費用又は損害の国と事業者の負担割合は、別紙14のとおりとする。

### 第13章 著作権等

(著作権等の帰属)

第92条 国が、本件事業の入札手続において又は本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類、図面等（国が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、国に帰属する。

(著作権の譲渡等)

第93条 国は、成果物について国の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 事業者は、国が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにならなければならず、自ら又は著作者（国を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
  - 一 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は対象施設等の

- 内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は国が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
  - 三 対象施設等の完成、補修等のために必要な範囲で国又は国が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 一 成果物の内容を公表すること。
  - 二 対象施設等に事業者の実名又は変名を表示すること。
  - 三 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第94条 事業者は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第95条 事業者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに事業者が国に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを国に対して保証する。

- 2 事業者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が国に対して提供するいざれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して国に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、国に対して補償及び賠償し、又は国が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、国が特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことによる場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第96条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、国が当該技術等の使用を指定し、かつ事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかつたときは、国は、事業者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）

を負担しなければならない。

## 第14章 雜 則

### (公租公課の負担)

第97条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて事業者の負担とする。

### (金融機関との協議)

第98条 国は、本件事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

### (財務書類の提出)

第99条 事業者は、事業期間終了まで、各事業年度の終了の日から3ヶ月以内に、その資本金の額にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第2章に規定される大会社の監査に準じて、会計監査人による監査を受けるものとし、計算書類を作成して国に提出しなければならない。なお、国は、当該計算書類を、公開することができる。

### (秘密保持)

第100条 国及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密に関する事項及び本件事業に関して知り得た個人情報及び秘密情報の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、受託・請負企業、下請企業又は出資者（本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本件事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本件事業に関して知る前に公知であったもの、本件事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本件事業に関して知った後正当な利益を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

### (事業者の権利義務の譲渡)

第101条 事業者は、あらかじめ国の承諾を得なければ、本契約又は本件事業に関して国との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。  
2 事業者は、事業期間中においては、あらかじめ国の承諾を得ない限り、出資者

以外の第三者に対して株式、新株予約権及び新株予約権付社債（次項において「株式等」という。）を発行し、事業者の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に対して与え、又は他の法人との合併、営業譲渡、会社分割等、事業者の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。

- 3 国は、前2項に定める行為が、事業者の経営若しくは本件事業の安定性を著しく阻害し、又は国の事業に関与することが適切でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

（事業者の兼業禁止）

第102条 事業者は、本件事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第103条 国又は事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、国については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（管轄裁判所）

第104条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義に関する協議）

第105条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、国及び事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

（その他）

第106条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、国及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して国と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して国と事業者の間で用いる計算単位は、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

別紙1 契約金額の内訳

項目	内訳	金額
① 施設整備費	ア 施設費	
	内　旅客ターミナルビル等事業用地部分	
	内　貨物ターミナル事業用地部分	
	イ 割賦手数料	
② 維持管理費	ア 基本施設維持管理費	
	イ 航空保安施設維持管理費	
	ウ 付帯施設維持管理費	
	エ 構内道路・駐車場維持管理費	
	オ 緑地維持管理費	
	カ 道路駐車場照明灯等維持管理費	
③ 大規模補修工事費	大規模補修工事費	
④ その他の費用	その他の費用	
⑤ 消費税等	①(イを除く)から④に係る消費税及び地方消費税	

## 別紙2 用語の定義集

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理開始日」とは、対象施設等が国に引き渡された日をいう。
- (2) 「維持管理開始予定日」とは、平成21年9月をいう。
- (3) 「維持管理期間」とは、維持管理開始日から第75条に定める本契約期間満了日までをいう。
- (4) 「維持管理業務」とは、対象施設の維持管理に係る業務をいい、詳細は業務要求水準書第2編に規定される業務をいう。
- (5) 「維持管理業務計画書」とは、維持管理業務の実施に先立ち、維持管理業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書であって、業務要求水準書第2編に示す書面等をいう。
- (6) 「維持管理費」とは、別紙11に規定する維持管理費をいう。
- (7) 「貨物ターミナル事業用地」とは、別紙5に示す貨物ターミナル整備・運営事業の実施区域をいう。
- (8) 「関係機関」とは、東京航空局、警察他緊急時に通報すべき機関をいう。
- (9) 「関係事業」とは、業務要求水準書添付資料-7に示す事業をいう。
- (10) 「関係事業者」とは、業務要求水準書添付資料-7に示す事業者をいう。
- (11) 「完成図書」とは、本契約、業務要求水準書及び提案資料に基づき事業者が作成する図書であって、別紙8に記載される書類等をいう。
- (12) 「業務要求水準書」とは、入札説明書等に添付された業務要求水準書（その後の追加及び変更を含む。）をいう。
- (13) 「サービス対価」とは、国が事業者に支払う本件事業の実施によるサービス対価の総額をいい、その算定方法は別紙11によるものとする。
- (14) 「事業期間」とは、本契約の締結日から第75条に定める本契約期間満了日までをいう。
- (15) 「事業工程表」とは、本件事業の事業期間に亘る工程表をいう。
- (16) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、本契約締結年度にあっては、契約締結日から平成19年3月31日までの期間をいい、維持管理期間の開始年度にあっては、供用開始予定期日から平成22年3月31日までの期間をいう。
- (17) 「施設費」とは、別紙11に規定する施設費をいう。
- (18) 「出資者」とは、事業者に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- (19) 「照査技術者」とは、設計図書の内容の技術上の照査を行う者をいう。
- (20) 「消費税等」とは、消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税を

- いう。) 及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。) をいう。
- (21) 「成果物」とは、設計図書、完成図書及びその他の本契約に関する業務要求水準書及び国の要求に基づき作成されて国に提出された一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (22) 「施工期間」とは、本件工事着工日から対象施設等引渡日の前日までの期間をいう。
- (23) 「施工企業」とは、直接事業者から施工業務及び維持管理業務を受託し又は請け負う者をいう。
- (24) 「施工業務」とは、対象施設等の施工に係る業務をいい、詳細は業務要求水準書第 2 編に規定される業務をいう。
- (25) 「施工計画書」とは、施工業務の実施に先立ち、施工業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書であって、業務要求水準書第 2 編に示す書面等をいう。
- (26) 「設計業務計画書」とは、設計業務の実施に先立ち、設計業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書であって、業務要求水準書第 2 編に示す書面等をいう。
- (27) 「設計企業」とは、直接事業者から設計業務を受託し又は請け負う者をいう。
- (28) 「設計技術者」とは、対象施設等の設計の技術上の管理を行う者をいう。
- (29) 「設計業務」とは、対象施設等の設計に係る業務をいい、詳細は業務要求水準書第 2 編に規定される業務をいう。
- (30) 「設計・施工期間」とは、本契約締結日から対象施設等引渡日の前日までの期間をいう。
- (31) 「設計図書」とは、本契約、業務要求水準書及び提案資料に基づき事業者が作成する図書であって、別紙 6 に記載される書類等をいう。
- (32) 「大規模補修工事」とは、補修工事のうち、エプロン、GSE置場及びGSE通行帯等の運用を一定期間制限して実施する広範囲な補修工事をいう。
- (33) 「対象施設」とは、業務要求水準書に示される基本施設、航空保安施設、付帯施設、構内道路・駐車場及び緑地の総称をいう。
- (34) 「対象施設等」とは、対象施設及び用地造成の対象たる用地をいう。
- (35) 「他の PFI 事業」とは、東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業及び東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業をいう。
- (36) 「他の PFI 事業者」とは、東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業における選定事業候補者及び当該選定事業候補者によって設立される株式会社並びに東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業における選定事業候補者及び当該選定事業候補者によって設立される株式会社を

いう。

- (37) 「提案資料」とは、本件事業の落札者が国に対して平成17年12月●日付で提出した本件事業に関する提案資料（その後の国の同意に基づく明確化事項を含む。）をいう。
- (38) 「入札説明書等」とは、本件事業に係る入札説明書及びその添付資料（ただし、業務要求水準書及び事業契約書（案）並びに業務要求水準書に係る質問回答書を除く。）、並びにその質問回答書及びその添付資料をいう。
- (39) 「PFI事業用地」とは、本件事業用地、旅客ターミナルビル等事業用地及び貨物ターミナル事業用地をいう。
- (40) 「引渡予定日」とは、旅客ターミナルビル等事業用地（ターミナルビル部、駐車場部）引渡予定日、貨物ターミナル事業用地引渡予定日、旅客ターミナルビル等事業用地（カーブサイド歩道用地）引渡予定日及び本件事業用地引渡予定日の総称をいう。
- (41) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、業務要求水準書及び入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、国及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (42) 「補修工事」とは、経年劣化による施設の劣化・損傷により、低下あるいは消失した機能を回復するための工事及び施設の更新をいう。
- (43) 「本件事業」とは、東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業をいう。
- (44) 「本件事業等」とは、本件事業及び関係事業をいう。
- (45) 「本件事業用地」とは、別紙5に示すエプロン等整備等事業の実施区域をいう。
- (46) 「本件事業用地引渡予定日」とは、平成21年9月をいう。ただし、本契約の規定に基づき変更された場合は、当該変更後の日とする。
- (47) 「落札者」とは、本件事業に関し国が実施した一般競争入札により落札者として選定された者をいう。
- (48) 「旅客ターミナルビル等事業用地」とは、別紙5に示す旅客ターミナルビル等整備・運営事業の実施区域をいう。

### 別紙3　日程表

設計図書の提出期限	平成19年3月
本件工事着工予定日	平成19年3月
旅客ターミナルビル等事業用地（ターミナルビル部、駐車場部）引渡予定日	平成19年10月
貨物ターミナル用地引渡予定日	平成20年4月
旅客ターミナルビル等事業用地（カーブサイド歩道用地）引渡予定日	平成20年7月
本事業用地引渡予定日	平成21年9月
維持管理開始予定日	平成21年9月
本契約終了日（維持管理期間終了日）	平成47年3月31日

## 別紙4　他のPFI事業者との協定書（案）

事業者は、本契約の締結後速やかに、国及び他のPFI事業者との間で、本件事業に関する協定書を締結することとする。

協定書の規定内容については、以下を標準として国が示す。

### 1. 目的

本協定は、本件事業及びPFI事業の円滑かつ着実な実施に資するため、締結することである。

### 2. 合意形成

工程調整その他、上記の目的を達成するため必要な事項につき、事業者及び他のPFI事業者（以下「3事業者」という。）は、あらかじめ調整・協議を行い、当該事項について合意すること。

### 3. 費用負担

3事業者間における費用負担については、上記の合意に基づき、関係する3事業者間で直接協議・交渉のうえ調整することを原則とすること。

（原則として国は負担しない。）

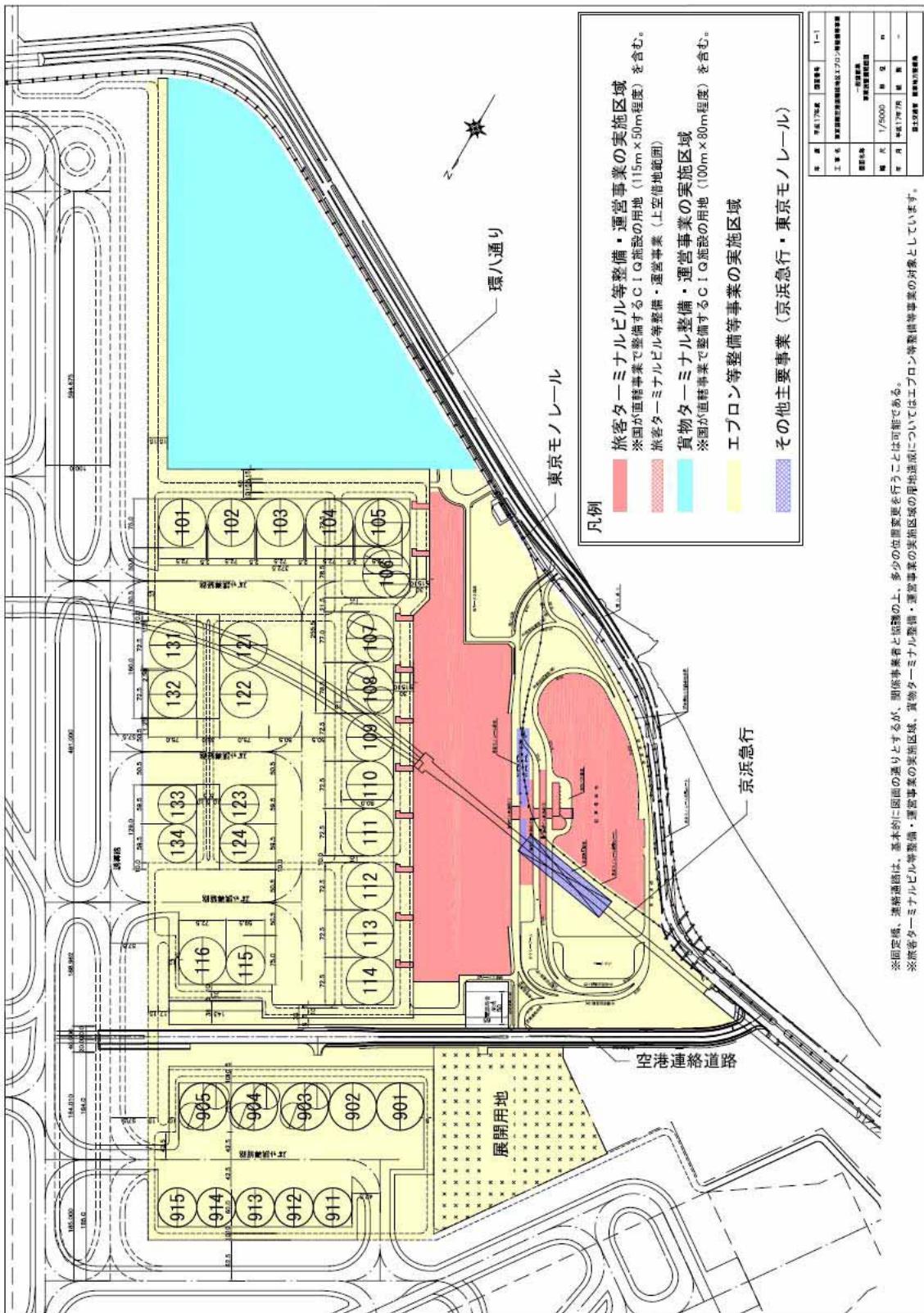
### 4. 国の仲裁

協議が不調の場合、関係する3事業者からの申し出により国が仲裁することができるものとすること。この場合、国の仲裁をもって、国の指示とは見なさない。

### 5. 未調整事項の取り扱い

前4項のほか、3事業者間において調整すべき事項が発生した場合は、関係する3事業者間で直接協議・交渉するものとすること。

## 別紙5 PFI事業用地及び本件事業用地



## 別紙6 設計図書一覧

- 1 対象施設設計計算報告書
  - ①設計説明書
  - ②設計計算書
  - ③数量計算書
  - ④図面
  - ⑤照査報告書
- 2 各種調査・試験報告書
- 3 施工計画
- 4 維持管理システム
- 5 維持管理業務計画
- 6 履行報告書
- 7 その他監視職員が必要と認めた書類

## 別紙7 事業者が加入すべき保険等

### 第1 施工業務に係る保険

#### 1 土木工事保険

##### (1) 保険種類

土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

##### (2) 保険内容・目的

本件工事の施工中に発生した工事目的物の損害を担保する。

##### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件工事の全てとする。
- ② 保険期間は、施工期間の全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国及び事業者、設計企業、施工企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、建設工事費（消費税を含む。）とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施工企業との間における施工業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が対象施設等の施工に着手する日までに契約するものとする。

#### 2 第三者賠償責任保険

##### (1) 保険種類

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

##### (2) 保険内容・目的

工事遂行に伴って派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

土木工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

##### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件工事の全てとする。

- ② 保険期間は、施工期間の全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国及び事業者、設計企業、施工企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 施工企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施工企業との間における施工業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が対象施設等の施工に着手する日までに契約するものとする。

## 第2 維持管理業務（大規模補修工事に係る業務を除く。）に係る保険

### （1）保険種類

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

### （2）保険内容・目的

対象施設等の維持管理の欠陥に起因して派生した第三者に対する事業者又は維持管理担当者（その下請負人等を含む。）の負う対人及び対物賠償損害を担保する。

### （3）付保条件

- ① 担保範囲は、対象施設等の全てとする。
- ② 保険期間は、維持管理期間の全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理担当者とする。
- ④ 被保険者は、国及び事業者、維持管理担当者並びにそのすべての下請負人等とする。
- ⑤ 事業者及び維持管理担当者（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と維持管理担当者との間における維持管理業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも維持管理開始日までに契約するものとする。

## 第3 大規模補修工事に係る保険

## 1 土木工事保険

### (1) 保険種類

土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

### (2) 保険内容・目的

本件工事の施工中に発生した工事目的物の損害を担保する。

### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、各回の大規模補修工事の全てとする。
- ② 保険期間は、各回の大規模補修工事の全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国及び事業者、設計企業、施工企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、各回の大規模補修工事に係る設計費及び工事費（消費税を含む。）とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施工企業との間における各回の大規模補修工事の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が各回の大規模補修工事に着手する日までに契約するものとする。

## 2 第三者賠償責任保険

### (1) 保険種類

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

### (2) 保険内容・目的

大規模補修工事の遂行に伴って派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

土木工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、各回の大規模補修工事の全てとする。
- ② 保険期間は、各回の大規模補修工事の全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国及び事業者、設計企業、施工企業並びにそのすべての下請負人

等を含むものとする。

- ⑤ 施工企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施工企業との間における各回の大規模補修工事の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が各回の大規模補修工事に着手する日までに契約するものとする。

#### 第4 前記各保険以外の保険

前記各保険以外に、提案資料において事業者により付保することとされた保険については、提案資料に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ国と協議しなければならない。

なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに国に提示しなければならない。

## 別紙8 完成図書一覧

- 1 工事打合せ簿
- 2 材料確認願い
- 3 施工計画書
- 4 工事履行報告書（工事旬報）
- 5 出来形管理資料
- 6 品質管理資料
- 7 完成図
- 8 施工体制台帳及び施工体系図
- 9 維持管理システム
- 10 維持管理業務計画書
- 11 その他監視職員が必要と認めた書類

## 別紙9 かし担保に係る保証書（案）

支出負担行為担当官 [ 様 ]

### 保証書

〔設計企業〕及び〔施工企業〕（以下「保証人」という。）は、東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（以下「本事業」という。）に関連して〔(S P C名)〕が国との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結した事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて〔(S P C名)〕が国に対して負担する本保証書第1条の債務（以下「主債務」という。）を、〔(S P C名)〕と連帶して保証するものとする。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

#### （保証）

第1条 保証人は、〔(S P C名)〕が負う、事業契約第51条に基づくかし担保責任を、〔(S P C名)〕と連帶して保証するものとする。

#### （通知義務）

第2条 国は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、国による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

#### （保証債務の履行の請求）

第3条 国は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、国が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。国及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

#### （求償権の行使）

第4条 保証人は、事業契約に基づく [(S P C名)] の債務がすべて履行されるまで、  
保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した  
権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。  
2 本保証は、事業契約に基づく [(S P C名)] の債務が終了又は消滅した場合、  
終了するものとする。ただし、保証人の国に対する何らかの義務が履行されてい  
ないときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす  
る。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

保証人：

## 別紙 10 大規模補修工事に係る読み替え規定

第 18 条から第 50 条において使用されている用語は、大規模補修工事に関しては以下のように読み替えを行うものとする。

読み替え前	読み替え後
本契約締結と同時に	大規模補修工事の設計業務に着手する前までに
対象施設等の設計業務	大規模補修工事の設計業務
設計図書	設計図書及び完成図書
本件工事着工予定日の 1 ヶ月前までに	大規模補修工事の着工予定日の 1 ヶ月前までに
対象施設等の設計・施工	大規模補修工事の設計・施工
PFI 事業用地	本事業用地
対象施設等の施工に着手する日までに	大規模補修工事に着手する日までに
施工期間中	大規模補修工事実施期間中
本件工事着工予定日の前日までに	大規模補修工事の着工予定日の前日までに
対象施設等の施工	大規模補修工事
本件工事着工予定日までに	大規模補修工事の着工予定日までに
本件工事	大規模補修工事
かつ、事業者が自ら又は施工企業をして別紙 7 の第 2 に定める保険に加入し、又は、加入させ、その保険証券の写しを別紙 8 の完成図書とともに国に提出した場合	かつ、別紙 8 の完成図書を国に提出した場合

別紙 11 サービス対価の算定及び支払方法

別紙 12 業績等の監視及び改善要求措置要領

### 別紙 13 法令変更等による増加費用の負担割合

第85条に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

	国負担割合
1. 国の事業及びPFI事業のみに影響を与える法令の変更の場合	100%
2. 1.以外の法令の変更の場合	0%

なお、1.の「国の事業及びPFI事業のみに影響を与える法令の変更」には、航空法等の法令制度の新設又は改正等を含む。また、国の支払うサービス対価に関する増加費用については、これを国の負担とする。

## 別紙 14 不可抗力による損害及び増加費用の負担割合

### 1. 不可抗力による損害及び損失の対象

不可抗力による損害及び損失の対象は、以下のとおりとする。ただし、他のPFI事業者又は関係事業者の責に帰すべき事由により事業者に発生した以下の損害及び損失については、対象外とする。

- ① 施工期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う施設費及び維持管理費
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び提案資料又は設計図書の変更等に伴う増加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用
- ④ 損壊した対象施設等の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮設工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 施工期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用
- ⑥ 施工期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損害及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

### 2. 不可抗力による損害及び増加費用の分担

#### (1) 設計・施工期間又は大規模補修工事期間

設計・施工期間中又は大規模補修工事期間中に不可抗力が生じ、設計業務又は施工業務に関して事業者に損害又は増加費用が発生した場合、合理的な範囲における当該損害又は増加費用に関しては、累計で施設費（消費税等相当額を含む金●円とする。以下本号において同じ。）の100分の1に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については国が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち施設費の100分の1を超える部分は国の負担部分から控除する。

#### (2) 維持管理期間（ただし、大規模補修工事期間中を除く。）

維持管理期間中に不可抗力が生じ、維持管理業務に関して事業者に損害又は増加費用が発生した場合、合理的な範囲における当該損害又は増加費用に関しては、不可抗力の事由1件ごとに当該事業年度の維持管理費（消費税等相当額を含み、別紙11の改定がなされ、かつ別紙12の減額がなされていない金額とする。以下本号において同じ。）の100分の1に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については、国が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち維持管理費の100分の1を超える部分は国の

負担部分から控除する。